

議案質疑（後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分）

2021 年 7 月 12 日

伊藤建治議員（春日井市）

コロナの影響による保険料減免について

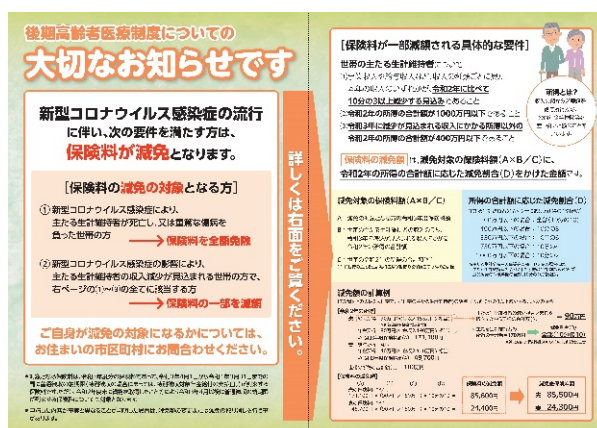
(承認第2号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分)

収入減少世帯への減免特例の実績は

【伊藤議員】この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した等の世帯に属する方に対する保険料の減免の特例を一年延長したものです。この特例を実施した2020年度の実績を伺います。

2020 年度の対象者は 1,427 人、減免額は 1 億 5,331 万円

【管理課長】2020 年度のコロナ減免は、2019 年度及び 2020 年度の保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となった方などを対象に実施した。2019 年度分の減免が 1,233 人、2,212 万 4,900 円で、2020 年度分の減免が、1,418 人、1 億 3,118 万 8,300 円。よって、2020 年度の減免実績としては、延べ 2,651 人(実人数で 1,427 人)、減免額は 1 億 5,331 万 3,200 円。



2021 年度の減免はいつの収入と比較するのか

【伊藤議員】この減免を2021年度も実施することですが、2021年の事業収入等の見込みと比較する収入は、コロナの影響が出る以前の2019となるのか、前年の2020年となるのか。

前年の収入から3割以上減少する見込みの人が対象

【管理課長】要綱で、2021 年度のコロナ減免は、2021 年の事業収入等の見込みを前年 2020 年の事業収入等と比較して、10 分の 3 以上減少する見込みであることなどを減免の要件としている。

2020 年に減免を受けたが、さらに 3 割減収にならないため減免から外れる人はどれだけか（再質問）

【伊藤議員】 この減免を一年延長するにあたり、2021年の事業収入等の見込みと比較する収

入は前年 2020 年とのことです。昨年に引き続き、コロナの影響により収入が減少している方でも、前年よりもさらに 3 割の収入減がなければ減免対象から外れてしまう。収入の回復がないのに、減免から外れてしまう方がいるということです。こうした方が、2020 年度に減免を受けた方のうち、何人程度いると見込んでいるのか。

2021 年度の収入見込みを把握することは困難なのでわからない

【管理課長】2020 年度に収入減を事由としたコロナ減免を受けられた方の中には、2021 年に収入の回復が見込まれないにもかかわらず、2021 年度のコロナ減免の対象とならない方も、一定程度はいるものと認識しています。しかし、広域連合では、被保険者の属する世帯における主たる生計維持者の 2021 年の事業収入等の見込みを把握することはできないため、そのような方がどの程度いるかということを見込むことは困難。

コロナの影響を受ける前の年の収入との比較で判定をすべきだ

【伊藤議員】コロナ禍における収入減に考慮した減免であるならば、コロナの影響を受ける前の 2019 年の収入との比較により判定することができるようにすることも必要だと思います。こうしたことが、広域連合の判断でできるのか。また、そうする考えはないのか。

法の定めがないので基準念を変えることは可能だが財源がないので考えない（事務長）

【事務局長】保険料の減免基準をどのように定めるのかについて、法令に特段の定めはないので、広域連合の判断でコロナの影響を受ける前の令和元年の収入との比較をする取り扱いにすることは可能です。

しかし、広域連合には独自の財源がありませんので、コロナ減免のように財政に大きな影響を与える制度を設けようとする場合には、国からの財政支援の有無等、財源の確保を含めて慎重に判断する必要がある。2021 年度のコロナ減免について、要する費用は国の財政支援の対象とされているが、その要件に、主たる生計維持者の事業収入等の減少見込み額が、前年の 10 分の 3 以上ある世帯に対する減免であることが示されている。

本広域連合としては、この要件を踏まえ、2021 年度のコロナ減免における事業収入等の減少見込みは前年の収入との比較により判定することとした。

真に困っている人すべてを対象とできるような制度設計を（意見）

【伊藤議員】特例の延長をすること自体は必要な事であり、本承認議案についても反対はしませんが、コロナ禍の影響を受けている人を救うという目的からすると、今回の内容では足りない部分があるということは申し上げておきます。目的に照らして真に困っている人すべてを対象とできるような制度設計をすることが必要です。各広域連合にてその判断はできるということです、ご検討いただきたいと思います。

減免フローチャート

世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる（又は減少した）世帯の方

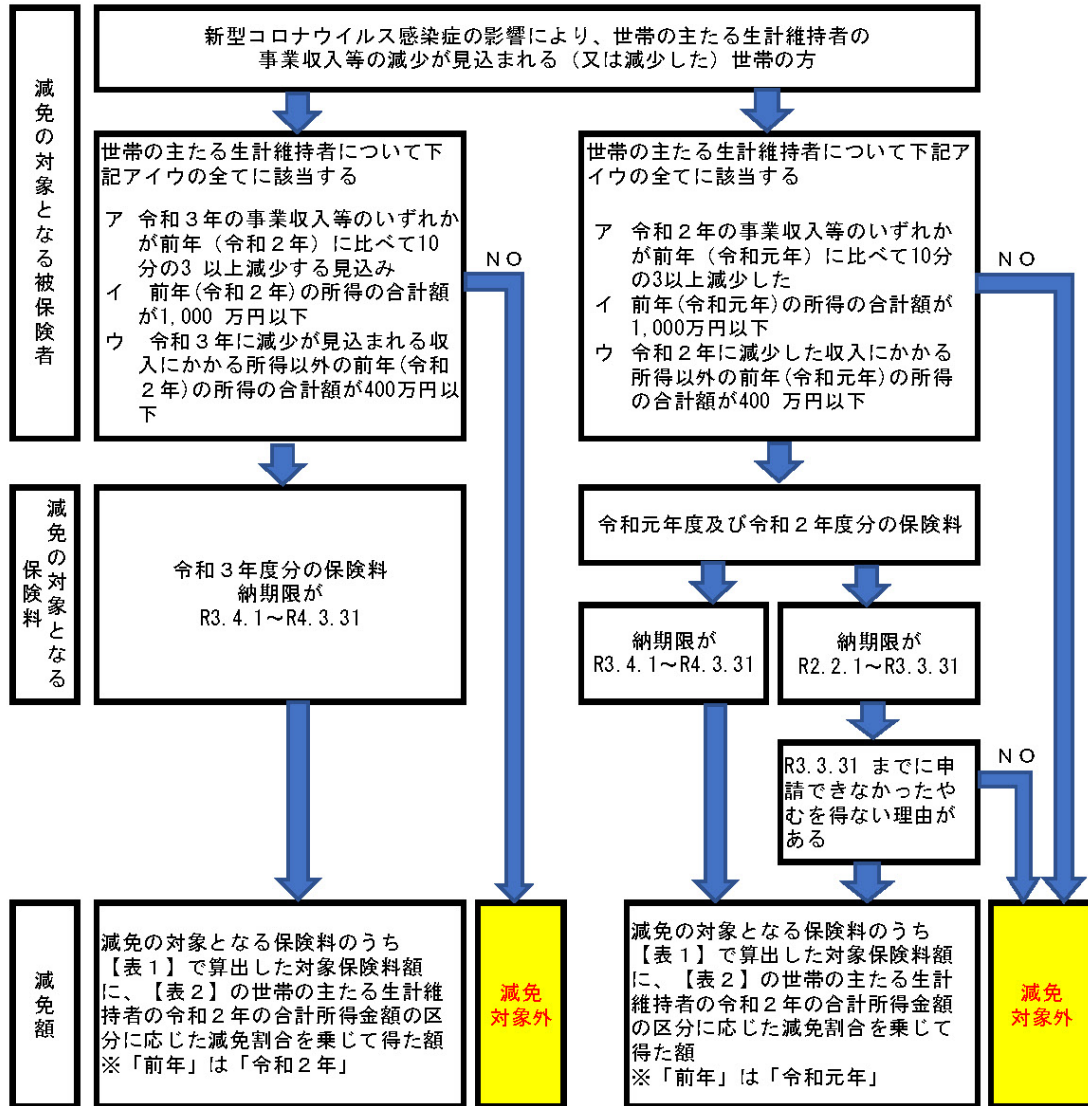


表1

$$\text{対象保険料額} = A \times B / C$$

- A：新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等の減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者と同一世帯に属する被保険者について算定した当該被保険者に係る保険料額
- B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額）
- C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

表2

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

注：世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業によって第2条第2号又は第4号に該当する対象者となった場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。